

働き方改革をめぐる動きについて

1. 働き方改革をめぐる動きについて

3月28日 「働き方改革実行計画」策定

6月5日 労働政策審議会建議

9月8日 労働政策審議会に法律案要綱を諮問

9月15日 労働政策審議会が法案要綱について答申

⇒今後、閣議決定され次第、国会に法案を提出

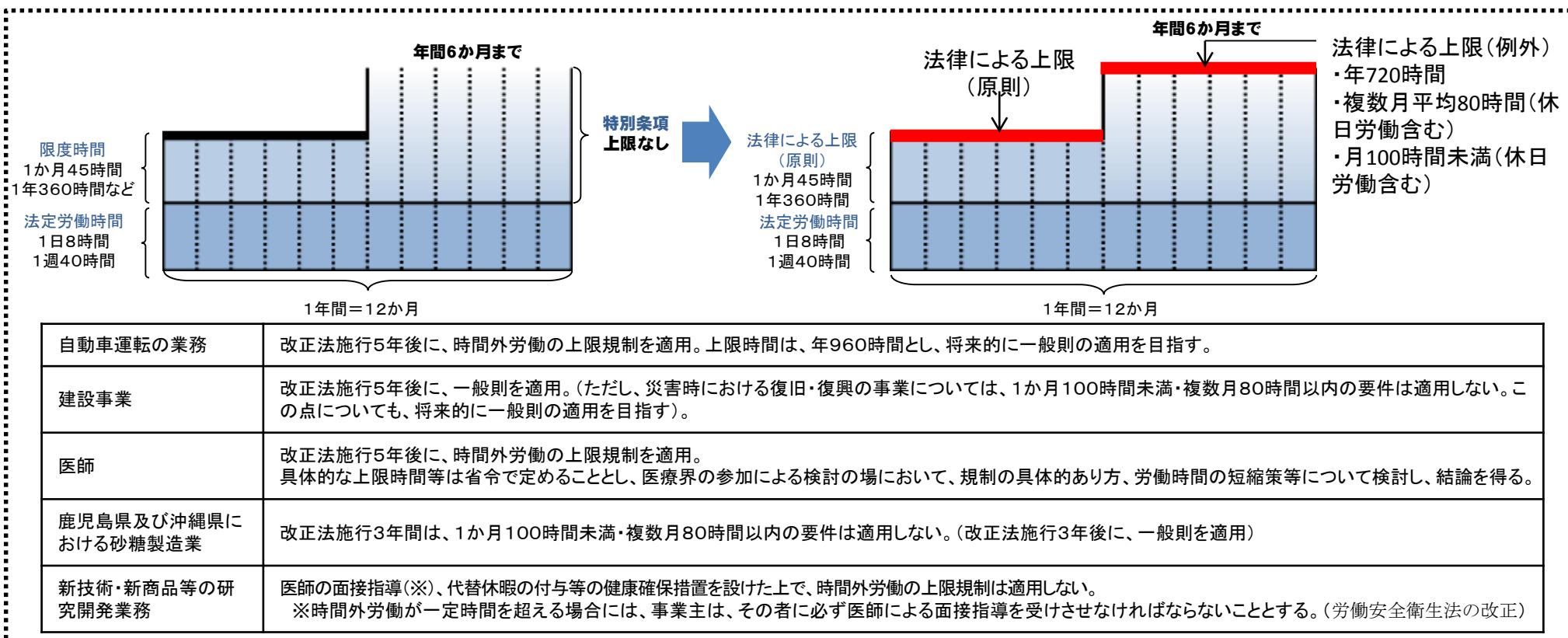
2. 「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案要綱」の概要（当協議会関係部分）

労働時間に関する制度の見直し（労働基準法）

長時間労働の是正

① 時間外労働の上限規制の導入

- ・時間外労働の上限について、月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間（休日労働含む）を限度に設定。



② 中小企業における月60時間超の時間外労働に対する割増賃金の見直し

- ・月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率（50%以上）について、中小企業への猶予措置を廃止する。（3年後実施）

③ 一定日数の年次有給休暇の確実な取得

- ・使用者は、10以上の年次有給休暇が付与される労働者に対し、5日について、毎年、時季を指定して与えなければならないこととする（労働者の時季指定や計画的付与により取得された年次有給休暇の日数分については指定の必要はない）。